

新潟県立大学自己点検・評価委員会規程

(平成 21 年 4 月 1 日規程第 31 号)

改正 平成 29 年 5 月 30 日

改正 令和 2 年 9 月 23 日

改正 令和 5 年 2 月 13 日

改正 令和 6 年 5 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学学則第 2 条第 5 項の規定に基づき、新潟県立大学における教育研究活動等について行う自己点検及び自己評価に関する基本事項を審議し、それらの実施についてのガイドラインの作成に当たるために、新潟県立大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は次に掲げる事項を審議し、その実施についてのガイドラインの作成に当たる。

- (1) 自己点検及び自己評価の実施方法及び実施体制に関すること
- (2) 自己点検及び自己評価の項目に関すること
- (3) 自己評価の結果の活用及び内部質保証に関すること
- (4) その他委員会設置目的の達成に必要な業務

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 学生部長
- (5) 研究科長
- (6) 学部長
- (7) 学科長
- (8) 附置研究所長
- (9) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の互選とし、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、審議の経過及び結果について、質保証委員会、大学経営評議会及び教育研究評議会に報告しなければならない。

(定足数及び議決の方法)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附則

この規程は、令和2年9月23日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年5月21日から施行する。